

介護保険制度・診療報酬改定・レセプト電子化

板橋区医師会 副会長
石川 徹

■ 介護保険制度

介護保険制度は平成12年に創設されました。当時、板橋区内の65歳以上の高齢者は約8万人でしたが平成29年4月には12万8,320人と大幅に増加しており高齢化率は23%に達しています。介護保険の認定者数も2.8倍の2万3,680人となっています。介護保険の認定にあたっては主治医には意見書の記載が求められます。板橋区医師会では区からの委託事業として「主治医意見書講習会」を行っており意見書の記載内容の充実をはかっています。講習会は年に4回で1回は医師会員を対象に他は区内の大病院を対象にして病院に出向いて開催しています。平成28年度は145名の参加でした。また大学病院等から地域医療研修として受け入れている研修医（平成28年度74名）には介護認定審査会の見学を位置付けています。認定審査会には天木前会長、水野現会長をはじめ36名の医師を委員として推薦しています。また審査会長には介護保険制度の開始以来、現日本医師会副会長の今村聡先生にあたっただき公正・公平な介護認定を心がけています。

■ 診療報酬改定・レセプト電子化

診療報酬については平成13年に成立した小泉内閣の「聖域なき構造改革」のもとマイナス改定が続き、特に平成18年には3.16%の大幅なマイナス改定で「医療崩壊」という言葉が生まれる状態となりました。その後も現在の「骨太の方針」まで基本的には診療報酬の抑制は続いています。診療報酬改定の都度、医師会では医師会員向けに保険講習会を開催し改定の主要項目について解説しており、最近では在宅医会や眼科医会などにむけた個別の講習会も行うなど適正な保険診療を推進しています。

平成18年からレセプトのオンライン化が開始され、現在では高齢や手書きなどの例外を除いて電子化（オンラインあるいは電子媒体による提出）が義務化されています。その結果、医師会において以前から毎月行っていた保険整備委員会における紙レセプトを一枚一枚めくっての点検が大幅に減少しています。平成29年10月の診療分では18医療機関から合計5,697枚の紙レセプトが提出されており整備委員の先生方による整備を続けています。

医療安全研修会

板橋区医師会 副会長
鈴木 育夫

平成 18 年に「良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律」により医療法が改正され、それまで病院や有床診療所に対して、(1) 医療の安全管理のための体制（指針の策定、委員会の開催、従業者に対する研修の実施、事故報告等改善のための方策）(2) 院内感染対策の体制確保（指針の策定、委員会の開催、従業者に対する研修の実施、発生状況報告と改善策）(3) 医薬品の安全確保（責任者の設置、安全使用のための研修の実施、手順書策定およびその実施、情報収集と改善策の実施）(4) 医療機器の安全確保（責任者の設置、安全使用のための研修の実施、保守点検計画の策定およびその適切な実施、情報収集と改善策の実施）が義務付けられていましたが、平成 19 年 4 月からすべての医療機関すなわち無床診療所においても(1)と(2)の医療安全管理委員会と院内感染対策委員会の開催を除くすべての項目が義務付けられました。

このため板橋区医師会としては、この法律の改正を会員に周知するとともに、「医療安全管理のための指針・マニュアル」「院内感染対策指針」「医薬品安全使用のため

の業務手順書」「医療機器安全管理体制・保守点検計画」の雛型を作成し会員医療機関に配布し、各医療機関で指針を作成していただくよう周知しました。

また「医療に係る安全管理のための職員研修」は医療法関連の局長通知で「無床診療所においては、当該病院等以外での研修を受講することでも代用できるものとし、年 2 回程度の受講」となっているため、板橋区医師会では毎年 2 回実施しております。この研修会は医師会会員だけでなく各医療機関の職員すべての参加も可能であり、出席者には受講証を配布しております。この研修会に参加できない職員に対しては、出席したものがそれぞれの医療機関内で研修会の内容を伝達し、すべての職員が医療安全に対する意欲を高く持ち続け日常の安全意識の醸成のお手伝いを目的とし、この研修会を企画開催しております。この研修会は、単独で開催することもあります。今後ともより多くの方のご参加を願う次第です。

板橋区医師会の子育て支援事業

板橋区医師会 理事
平山 貴度

■ 親子健康支援事業（乳幼児コース、プレママ・プレパパコース）について

昨今の少子化や核家族化により、子どもの生育環境は大きく変化しています。子育て世代の不安やストレス、社会からの孤立によって虐待や育児放棄に至るケースは少なくありません。このような背景から板橋区医師会では本格的に板橋区の子育て支援事業を推進するため、平成 17 年 7 月 25 日に子育て支援事業委員会を設置しました。医師による継続的な子育て支援とは何かということを議論し、子育て世代の現状を鑑みたくて、板橋区も加えた議論の結果、子育て支援事業の骨子が固まってきました。

その結果、平成 18 年 7 月より乳幼児コースとプレママ・プレパパコースという 2 つを板橋区の親子健康支援事業の目玉として、区の委託を受ける形で実施することになりました。

1. 乳幼児コース

子育て中（乳幼児）の保護者（親子同伴で参加）を対象に、開始当初は会場を区内の児童館として年間 10 回、平日の午後で開催されました。その後、5 ヲ所の健康福

祉センターが加わり最大 15 回開催されました。平成 29 年現在も年間 11 回開催されています。この事業には板橋区医師会会員の小児科、皮膚科、眼科、耳鼻科、板橋区歯科医師会からの歯科医が一同に講師として参加しており、各科医師からのミニ講演に引き続き、参加者から講演内容および日頃から悩んでいる疾患のことや子育ての不安などの質問を、一度に複数科の医師に対してできるというところに大きな特徴があります。

2. プレママ・プレパパコース

妊娠 24 週以降の妊婦とその夫を対象としています。開始当初は会場を区民センター集会室として土曜日の午後年 3 回開催されました。現在は年 6 回開催しています。この事業では板橋区医師会会員の産婦人科医による妊娠中と出産・産褥期までの留意点、小児科医による新生児期の特徴と疾患の対処の仕方及び予防接種についての解説を、間に助産師によるリラクゼーションのためのマタニティー体操を挟みながら行っています。

両コースとも参加者に対するアンケート調査から開催ごとの評価を集計し、その後

の事業活動の支えとしています。現在のところ客観的にみても非常に好評であり、参加者数もほぼ安定していますが、開催場所の変更等により参加者が少ない場合もあり、周知方法の変更や参加者の要望に応じた講座内容にしていくこと等を検討しながら、今後も参加者、保護者のニーズに合った子育て支援事業を続けていきたいと考えています。

■ 5歳児発達診療について

鳥取大学の小枝達也教授を中心にして始まった5歳児健診は、母子保健法に規定された最後の健診である3歳児健診の時点で、指摘しえなかった社会性にスポットを当て、就学に向けて支援することを目的としたものでした。東京都医師会次世代育成支援委員会が平成21年に鳥取方式を参考に5歳児健診東京方式を作成したことを受け、板橋区医師会ではその東京方式を用いた5歳児健診を医師会の事業として、5歳児発達診療と名称を変え平成22年9月より開始しました。

開始時には板橋区の許可を得て区内の保育園、幼稚園に5歳児発達診療の開始のお知らせ、趣旨、受診方法等を文書にて周知し、さらに機会のあるごとに口頭で周知しました。また、板橋区医師会のホームページの「子育て支援」の項目の中にも5歳児発達診療の趣旨、受診方法、担当医師の情報等を掲載し現在も周知を図っています。

5歳児健診は母子保健法に規定されたものではないため、自治体の協力を得ることは困難です。他の22区の中では自治体が主体になり集団方式で運営しているところ

もあり、板橋区へも協力をお願いしているところではありますが、現状では実現しておりません。そのため5歳児発達診療にご協力いただける医療機関で個別に実施しています。

開始初期のうちは、年間100名近い受診者がありました。その後は年間20～40名程度でしたが、診療を担ってくださる医療機関のご協力により、28年度には63名の受診者がありました。受診するきっかけは「保育園から指摘されて」という場合が多いようです。5歳児発達診療は子どもに病名を付けることが目的ではありません。就学という大海原での子どもたちの航海が、つらく、苦しいものにならないよう、また、難破することがないようにしていくきっかけです。従って、健診結果により保護者、保育園等に対応方法をお知らせするとともに、就学相談へ結び付け、入学予定校に情報提供し対応をお願いするという事後処置を取る場合が多く、それが5歳児発達診療の役目であると考えています。

今後も将来ある子どもたちのために続けていきたいと思っています。できれば板橋区に協力をいただき、困っているすべての保護者と子どもたちが対象となるような健診にしていきたいと考えています。

■ 「板橋区医師会子どもの心の医療連携を考える会」（子どもの心の診療医）について

近年、自閉スペクトラム症、限局性学習症、注意欠陥・多動症などの発達障害、さらに不登校、子どもの自殺等、子どもの心の問題に関する事例が増えています。子ど

ものの心の診療の分野においては、板橋区には専門医療機関が複数あり、また医師会の事業である5歳児発達診療など、他区より恵まれた環境にあると考えていました。加えて平成23年7月20日より、板橋区の委託を受けた日本肢体不自由児協会による発達支援センターとしての事業も始まりました。

しかし相談者はその後増加し、事業開始後しばらくして相談待機児が発生しはじめました。また、区内の専門医療機関でも診察は数ヶ月待ちという状況が続いています。環境が整備されている板橋区ですら、専門医療機関だけでは対応しきれない数の受診者が存在しているのです。専門医療機関からの逆紹介患者の受け入れも含め、地域の診療所でも診察、指導、投薬等ができないか、模索していました。

そこで、心身障害児総合医療療育センター、日本大学医学部附属板橋病院小児科の専門医師との話し合いを経て「板橋区子ども心の医療連携を考える会」を平成25年9月に立ち上げました。この会では、地域の診療所が専門医療機関、療育機関と連携する体制を築き、患者および専門医療機関の円滑な流れを作るとともに、診療に従事する会員医師の診療技術の向上を図ることを目標としています。会の発足に際しては、まず規約を作成し、会の趣旨に賛同してくださる医師に対して研修を行うことと、一定の研修を受けられた医師には「子どもの心の診療医」として活動していただくことが決まりました。その後、初年度4回、次年度3回の研修会を開催し、条件を

満たした医師には修了証を発行するとともに、学校生活等に不安を抱えた子どもと保護者が受診できる「子どもの心の診療医」として診療に当たっていただいています。また、「子どもの心の診療医」という名称が浸透し、区民にも周知されるよう板橋区医師会ウェブサイト上で名簿（診療所名、住所、電話番号あり）を公開しています。医師会ウェブサイトでは、乳幼児コース、プレママ・プレパパコース、5歳児発達診療と並び、子どもの心の診療医の項目を設けており、この4つの事業をもって子育て支援の中核と考えております。

子どもの心の診療医は、子どもの発達の問題や就学後のいじめ、不登校、うつ傾向など、子育ての不安や疑問があったときに、いつでも相談できるファーストステップとして、保護者に寄り添った医療を速やかに提供することができる窓口でありたいと思っています。

就学前の子どもの場合は5歳児発達診療が窓口になりますが、名簿には5歳児発達診療の実施の有無も記載していますので、それを見て両方の事業への理解が少しでも得られればと考えています。

板橋区は多くの住民と医療機関を抱えています。それらを繋ぎ、子どもと保護者が安心して過ごせる環境作りには、さらに自治体との協力が必要になってくると思います。板橋区医師会では、これからも会員医師と共に子育て支援を続けながら、自治体への働きかけも視野にいれ、子育てのしやすい板橋区を目指していきたいと考えています。

板橋区平日夜間応急こどもクリニック

小児初期救急平日夜間診療事業委員会 委員
宮川美知子

板橋区における子育て支援事業の1つとして、中学生以下の児を対象とした応急こどもクリニックがあります。正式名称を「板橋区平日夜間応急こどもクリニック」といい、西台中学校の向かい側にある区立高島平一丁目集会所と同じ建物内に開設しています。板橋区の委託を受けて板橋区医師会が運営しており、医師会の地域医療部が担当、運営に関わるのは小児初期救急平日夜間診療事業委員会という名称の委員会です。

小児一次救急の一翼を担う小児初期救急平日夜間診療事業は、種々の障壁から実施できない自治体が多く、板橋区でもこのよ

うな無床診療所を開設しようという動きは平成15年ころからありましたが、診療所に適した建物が見つからないこともあって暗礁に乗り上げていました。高島平にある板橋区所有の建物が候補に挙がったときも、関係者で現地を視察した結果、診療所として決められた採光や間取りが取れないことがわかって頓挫しました。そのような中、平成16年度の終わり（平成17年初旬）に、高島平一丁目集会所の建物の一部を区が使用しなくなる……という情報が入り、これを診療所として使用してはどうかという案が浮上しました。関係するメンバーで現地を視察し、診療所としてのレイアウトを検討した結果、集会所のトイレを共同利用するということを除けば、診療所として独立させることができることがわかりました。板橋区小児初期救急平日夜間診療事業実施要項が平成17年3月16日付けで区長決裁され（同6月29日施行）、板橋区医師会が板橋区の委託を受けて運営することが、正式に決まったのです。早速予算が計上され、レイアウトの確定、内装などを含むリフォーム、備品や薬剤の決定と調達が急ピッチで行われ、開設許可申請を含む事



診療開始時の正面玄関（向かって右手側には西台中学校）

務手続きが医師会事務局の手で進められました。このようにして、平成 17 年 7 月 1 日正午過ぎに、板橋区からは石塚区長（当時）らが、医師会からは杉田会長（当時）をはじめとする関係者が出席して、現地で開所式を行う運びとなりました。そして、同日夜から診療が始まったのです。最初の担当医師となった私は、緊張して診療に臨んだことが忘れられません。以来、どのような事情があろうとも、決められた日に診療が行われなかったことは一度もありません。

現在、クリニックの受付事務は派遣業者を利用していますが、万が一の場合も考慮して板橋区医師会の職員がバックアップできる体制も検討してあります。看護師は、板橋区医師会病院や会員医療機関の職員が職務にあたっています。最初、薬剤は約束処方のみとしていましたが、現在は板橋区薬剤師会の薬剤師が交代で調剤にあたっています。採用機器や採用薬剤は必要に応じて委員会で検討していますが、診療時間が短いことなども考慮して、応急クリニックとして必要最低限のものに特化しています。当初は一切の検査を行わない方針でしたが、インフルエンザの迅速診断は板橋区の要望もあり、現在は実施しています。医師は、板橋区医師会会員や板橋区医師会病院小児科医師、一部区内病院医師などがあたっています。ご協力いただく医師の数も増えて、一人が担当するのは毎月 1 回程度になっています（稀に、日程が組めなくて 2 回出る医師もありますが……）。様々な職種の人々が日替わり勤務となる中で、出勤体制の調整は板橋区医師会の事務職員が行っ

ていて、これが一番大変な作業だろうと思います。その他、診療所を維持するために、清掃業者・リネンクリーニング業者・薬品卸会社・医療機器メーカーなどが関わっており、これらの管理や金銭管理も板橋区医師会事務担当者が兼務しています。複雑なシステムのもとでの運営でありながら、10 年以上大きなトラブルなく推移しているのは医師会事務職員の尽力なくしてあり得ません。本当に、頭が下がります。

この診療所は、かかりつけ医が診療を終えた後の数時間の応急診療が目的なので、薬剤の処方 は 1～2 日間であり、翌日（あるいは休日明け）には「かかりつけ医」を受診するよう受診者に説明しています。従って、登園・登校許可証などの証明書や診断書を応急クリニックで作成することはありません。インフルエンザなど、後日証明書が必要になると思われる疾病と診断した場合には、時間が許す限り診療情報提供書をかかりつけ医あてに作成しています。このような板橋区の応急こどもクリニック運営のためにご協力いただいている医師会会員をはじめとする多くの職種の皆さまに感謝するとともに、今後も継続していくために、更に多くの先生のご支援をお願いしてやみません。

診療所の概要

診 療 日	月曜から金曜日（休日および年末年始を除く）
診 療 時 間	午後 8 時から午後 11 時まで （最終受付は午後 10 時 45 分）
診 療 科 目	小児科
対 象	15 歳以下（中学生まで）
所 在 地	〒175-0082 板橋区高島平 1-7-1 電話 03-3559-8518

地域医療研修

板橋区医師会 会長
水野 重樹

平成 16 年度に地域保健・医療研修が 7 つの必修科目の 1 つとして開始された新医師臨床研修制度は、平成 22 年度には必修科目の見直しが行われ地域医療研修と名称を変更しました。地域医療研修は、「医師としての人格をかん養し、将来専門とする分野に関わらず、医学及び医療の果たすべき社会的役割を認識しつつ、一般的な診療において頻繁に関わる負傷または疾病に適切に対応できるよう、基本的な診療能力を身に付けること」が目的です。地域医療研修の到達目標は、地域医療を必要とする患者とその家族に対して、全人的に対応するために、3 つの実践を挙げています。①患者が営む日常生活や居住する地域の特性に即した医療（在宅医療を含む）について理解し実践する、②診療所の役割（病診連携への理解を含む）について理解し実践する、③へき地・離島医療について理解し実践する、です。日本医師会では勤務医委員会臨床研修部会の設置で臨床研修医との距離感を減らす対策をとり、地区医師会では地域医療研修が勤務医と開業医の連携と、互いの役割を理解してもらう良い機会となっています。

板橋区医師会では、平成 15 年日本医師会の研修を受けた指導医を中心に新医師研修制度委員会を発足しカリキュラム作成を行い、一般診療の他に、在宅医療センター、在宅難病患者訪問診療・在宅難病ケース検討会など医師会関連施設の研修や、調剤薬局、介護認定審査会、特養、老健などの外部施設での研修を組み入れました。平成 17 年 4 月から研修医のオリエンテーションを開催、5 月から地域医療研修医を受け入れました。6 月には、医師会・各臨床研修病院・保健所の代表で構成された地域医療研修地域推進協議会を発足。会員にも指導医教育ワークショップ参加への声かけをし、指導医は平成 28 年度で 56(参加指導医 39)名となり、平成 28 年度までの研修医受け入れ数は、合計 737(延べ 1,174)名です。板橋区医師会病院でも東京大学医学部附属病院の協力病院指定を受け、平成 28 年度までに 72 名が修了しています。研修医に、開業医や地区医師会・日本医師会の活動や役割を理解していただき、医師が安心して健全な医療を行える体制整備や、患者が安心安全医療を受けられる仕組み作りに地域医療研修は貢献するものと思います。

若手医師奨励賞の創設

板橋区医師会 副会長
齋藤 英治

平成 25 年 4 月より、板橋区医師会が公益社団法人となったことから、総務部として公益的な活動として新たな事業ができないか検討を行っていました。その中で板橋区内の医療を担う若手医師の育成は医師会にとって重要な事業であり、若手の医師の方に医師会を身近に感じていただくことを目的に、若手医師奨励賞の創設を提案しました。当時の天木会長に打診し、ご承諾いただいた後、「公益社団法人板橋区医師会

若手医師奨励賞」創設について理事会、総会に諮り、平成 26 年度よりこの賞を設けることが正式に決定されました。

対象者は満 40 歳未満の板橋区内に常時勤務している若手医師とし、地区の医師会が設ける奨励賞である意義として、日常の診療を行う上で示唆に富むような内容であることが必須で、臨床症例の経験、臨床・社会医学研究を通じて、実践的で創造的な活動を行っている医師やそのグループとし



第 1 回 公益社団法人板橋区医師会若手医師奨励賞 授賞式

ました。そして、板橋区医師会医学会へのさらなる関心を高め、会員等の先生方を含め多数の方の参加を促すことも目標として、医学会の演題発表の後に、授賞式と受賞演題の発表ができることも条件としました。

選考委員会は会長、副会長、部長理事で構成し、応募演題については匿名で、地域医療への貢献度などを考慮した採点を厳正に行い、その点数に応じて、最優秀賞1名、

優秀賞若干名を選考し、奨励金は総額50万円としました。別表にあるように、これまで4回行われていますが、1回目、2回目には最優秀賞が選考されましたが、3回目以降は残念ながら最優秀賞に該当する演題はありませんでした。応募数は多いとはいえなのが現状ですが、若い先生方にとって有益な経験となることと思いますので、今後も多くの先生方のご応募を期待しております。

公益社団法人板橋区医師会若手医師奨励賞 受賞演題名と受賞者

(敬称略)

第1回 最優秀賞「糖尿病とアルツハイマー型認知症の病態生理～血糖値上昇が脳機能に与える影響～」
2014年 石橋 賢士 東京都健康長寿医療センター神経画像研究チーム

優秀賞「当院において ACTH 負荷選択的副腎静脈サンプリングにより腹腔鏡下副腎摘出術が施行された症例の検討」
畑中 善成 日本大学医学部腎臓高血圧内分泌内科

優秀賞「鎮静薬投与なく施行した冠動脈 MRI による川崎病フォローアップの経験」
渡邊 拓史 日本大学医学部小児科学系小児科学分野

優秀賞「地域医療におけるがんの発見経緯」
矢郷 祐三 やごうクリニック

第2回 最優秀賞「小児神経筋疾患の診断における表面筋電図の定量解析法（CI 法）の有用性
2015年 ～非侵襲的に神経原性疾患と筋疾患を鑑別する～」
東原 真奈 東京都健康長寿医療センター神経内科

優秀賞「前庭神経核に限局する小梗塞は偽前庭兆候を呈しうる」
河村 保臣 帝京大学医学部神経内科学講座

優秀賞「高齢者気胸に対する手術戦略：胸腔造影の有用性」
河合 瑛香 帝京大学医学部外科学講座

第3回 優秀賞「ER 受診めまい患者における脳卒中患者の臨床的特徴」
2016年 大熊 秀彦 帝京大学医学部救急医学講座

優秀賞「帝京大学医学部附属病院における難治性足潰瘍患者の地域連携」
福岡美千子 帝京大学医学部形成・口腔顎顔面外科

第4回 優秀賞「呼吸機能低下例では禁煙による末梢気道病変の改善が認められない」
2017年 —禁煙効果の強制オキシレーション法による検討—
小泉 佑太 帝京大学医学部内科学講座呼吸器・アレルギー学

優秀賞「板橋区における認知症患者大腿骨折治療のこれからと骨粗鬆症
リエゾンサービスの在り方 —当院での治療成績を踏まえて—」
大山 輝康 日本大学医学部附属板橋病院整形外科

広報部活動を振り返る

元 板橋区医師会 理事
落合 恒明

私は平成11年4月から13年3月までと、15年4月から19年3月まで板橋区医師会広報部に6年間、同時に平成17年6月から27年7月の10年間、東京都医師会広報委員会に在籍していました。その活動について振り返ってみたいと思います。

■板橋区医師会広報部委員

平成7年6月B会員として医師会入会、10年9月父親の死去の後医院を継承、A会員となって間もない平成11年3月の第2支部会で副支部長を命じられ、4月より広報部に入り、通報の編集に携わることとなりました。当時の委員長は牧角裕先生、副委員長は鈴木博先生です。初めての医師会活動で、緊張のためか積極的な発言ができず、僅かに「広報部編集室から」を1～2回書いたと思います。翌年支部長となりましたが、諸般の事情によりもう一年広報委員を続けることになりました。

■通報の全面カラー化まで

平成15年2月の支部会にて指名されて4月より理事となりました。担当は広報部と地域医療部です。地域医療部は依藤壽部長の御指導のもと、介護保険や在宅医療の問題などにあたりました。広報部長は近藤

正樹先生で大学の先輩でもあり、様々なことで御指導、助言をいただきました。

まず、自身の経験から通報編集委員は初めての医師会活動である場合が多いため、緊張して発言もままならないことが多くあります。そこで前年度の委員にオブザーバーとして参加していただき、慣れるまでアドバイスをしていただくことにしました。

次いで、それまでの通報は表紙、通報美術館等一部のみカラーで、他はモノクロでした。そこで一層の読みやすさを狙い、紙面の全面カラー化にすべく、平成17年3月に業者の選定も兼ねて広報委員会において見積もり並びにヒアリングを行いました。業者も決定し、理事会の承認を経て徐々にカラー化を行い、1年後には通報の全面カラー化が実現しました。

■広報部の改革

平成17年4月、二期目の理事となり広報部部長を拝命しました。島田潔先生と尾泉明先生が理事としてサポートしてくださいました。

1. 組織変更

部長理事になって最初に行ったことは、今迄の委員会を通報編集委員会として、通

報の編集を行うこととし、広報委員会は別のメンバーで主にホームページなどの対外広報に当たるように組織変更を行いました。

2. 支部活性化

通報による支部の活性化を図るべく、支部会を開催した場合は写真とともに必ず投稿するように依頼しました。また同好会活動も投稿していただきました。

3. 医師会行事

医師会の行事はなるべく漏れのないように記事として掲載するよう努めました。

■ 東京都医師会広報委員としての活動

平成 17 年 5 月 10 日の理事会の後、当時の杉田尚史会長に「少し広報の勉強をしたい」と立ち話で伝えたところ、早速翌日に東京都医師会広報担当理事である野津原崇先生より連絡があり、6 月より委員会に入ることがあったという間に決まっていました。

東京都医師会の広報は編集委員会と広報委員会があり、前者は東京都医師会雑誌の編集、後者は会員向けの「都医ニュース」(毎月発行)と都民向けの「元気がいいね」(隔月発行)の編集を担当します。私の所属は後者でした。委員会は毎月第 2、第 4 木曜日の午後で、都医の委員会の中でも忙しい会です。杉田会長から、板橋区医師会をできるだけ PR するようにとのことで、平成 17 年 10 月号より半年間、毎号板橋区医師会関係の記事を二つずつ掲載しました。今なら顰蹙ものかもしれませんが、許可していただいた野津原理事、進士雄二委員長に感謝いたします。

板橋区医師会主催ならびに関係する行事

の他に東京都医師会主催行事、地区医師会行事の取材も行いました。他地区の新医師会館落成式の取材でその設備に驚き、エレベーターすらない我が医師会館の状況を憂い、以後総会で何度も執行部に会館の新築、エレベーターの設置を要望することになりました。

取材の他にも、「都医ニュース」における「無声拝聴」というコラムなどの執筆、また「元気がいいね」における健康や医療制度についての記事(都民向けに平易に説明することが必要)などで原稿締め切りに追われることも多く、締め切りまでの時間が短いと苦勞しました。

「都医ニュース」も平成 20 年 4 月より全面カラー化され一層読みやすくなりました。また「元気がいいね」も医療機関のみならず、地下鉄駅などにも配布され、徐々に都民への認知度が高まっています。

都医広報委員も一区切りとなる十年となり、平成 27 年 7 月をもって辞することになりました。同年 6 月より都医広報部理事には天木聡先生が就任、私の後任には大畑隆郎先生が活躍されています。また、編集委員会には清水園子先生が就任されています。

■ 終わりに

板橋区医師会、東京都医師会と広報部を経験して、部員として自身で取材して記事を書くことが原点であり、それを通報なり新聞に掲載し記録として残すことが最も重要なことと思われます。その積み重ねが医師会の歴史を作っていくのです。

医師会通報も 500 号間近となりました。これからもさらなる発展を願ってやみません。

コンピュータネットワーク「imedas」

元 板橋区医師会 理事
宮川美知子

平成12年春に、平成11年度補正予算限りの措置とした「地域医療情報化推進事業」の1つ「設備整備補助金」（補助率は国が1/2、上限250万円）の募集がありました。理事会などで検討し、板橋区医師会医療連携センター（当時）で応募することになりました。同年6月に補助が受けられることに決まったことから、再度理事会に諮り正式に手続きを進めることになりました。

委員会では積極的、消極的さまざまな意見が噴出し、会員にアンケートをとったものの八方ふさがりの状況で、夏が過ぎ秋になったある日、「練馬区医師会では、医療連携にコンピュータを使っている」という情報が舞い込みました。同年10月12日午後、野口会長（当時）以下7名で練馬区医師会を視察し、糸口が見えてきたような気がしました。

入札のための業者説明会を11月13日に開催、7社が参加し応札したのは5社でした。業者のデモと委員会を繰り返し、平成13年1月11日の理事会で千代田メディカル&アイ・ナテック（当時）にシステム構築を委託することが決まりました。同時に、医師会会員に周知するために「ネットワークにゆーす」の発行を開始（第一号

は12月18日付）、システムとしては当時インターネットでのセキュリティーが問題になっていたことからイントラネットを採用、WindowsとMacOSの両方が使えるようにしました。コンテンツの骨格は、現在とほぼ同じです。

このネットワークに愛称を付けようということになり、会員に公募したところ19名から21件の応募がありました。この中から候補を3つに絞って全会員に投票を呼び掛けたところ、総投票数が231票もありました。そして91票を獲得した「imedas（板橋区医師会の英語表記の略称）」に決まり、これを提案した鈴木博先生（広報部理事（当時））に、理事会で会長から賞品が手渡されました。

平成13年3月に最初の説明会、4月からは会館3階にパソコン10台を設置して定員10名の「無料パソコン講習会」を10回以上開催しました。申込者多数で抽選にしたほどです。6月からサービスを開始しました。その後、城北4区でのネットワーク構築に発展していきました。